

大阪府からののお知らせ

・事業の実施について

大阪府が皆様のご協力のもと施行しております大阪都市計画緑地事業第4号大泉緑地について、都市計画法第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、事業計画の変更を認可する告示（令和6年2月6日付け近畿地方整備局告示第10号）が近畿地方整備局長よりなされましたので、お知らせします。

- (1) 都市計画事業の種類及び名称 昭和四十五年建設省告示第千三百二十八号
大阪都市計画緑地事業第四号大泉緑地
- (2) 施行者の名称 大阪府
- (3) 事務所の所在地及び名称 大阪府中央区大手前二丁目1番22号 大阪府都市整備部公園課
- (4) 事業地の所在 堺市北区金岡町、中村町及び南花田町並びに松原市南新町四丁目地内
- (5) 事業地の範囲 右図のとおり 事業に関する関係図書は鳳土木事務所、堺市役所及び松原市役所で縦覧していますので、土地建物等が事業用地に含まれそうな方は、関係図書をご確認ください。

2. 土地建物等有償譲渡の届出制度

(1) 譲渡予定対価の額等の届出

事業認可の取得に伴い、右の事業認可区域内の土地建物等を有償で施行者以外に譲り渡そうとする場合、次の事項等を施行者に届け出る必要があります。（届出書の様式については、担当土木事務所にお尋ねください。）

- ① 譲渡の予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときはこれを時価を基準として金銭に見積もった額）
- ② 譲渡の相手方 住所 氏名

(2) 届出先

大阪府中央区大手前2丁目1番22号 大阪府知事 大阪府都市整備部公園課
（ただし、鳳土木事務所を経由しますので、土木事務所にお届けいただくこととなります。）

(3) 売買の成立

届出があった後30日以内に施行者が届出した者に対し当該土地建物等を買取る旨の通知をしたときは、施行者と届出した者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買したものとみなされます。

(4) 注意事項

本届出をしないで事業認可区域内の土地建物等を有償で譲渡した者は、50万円以下の過料に処せられることが都市計画法第95条に定められておりますので、特にご注意ください。

3. その他の主な法律効果

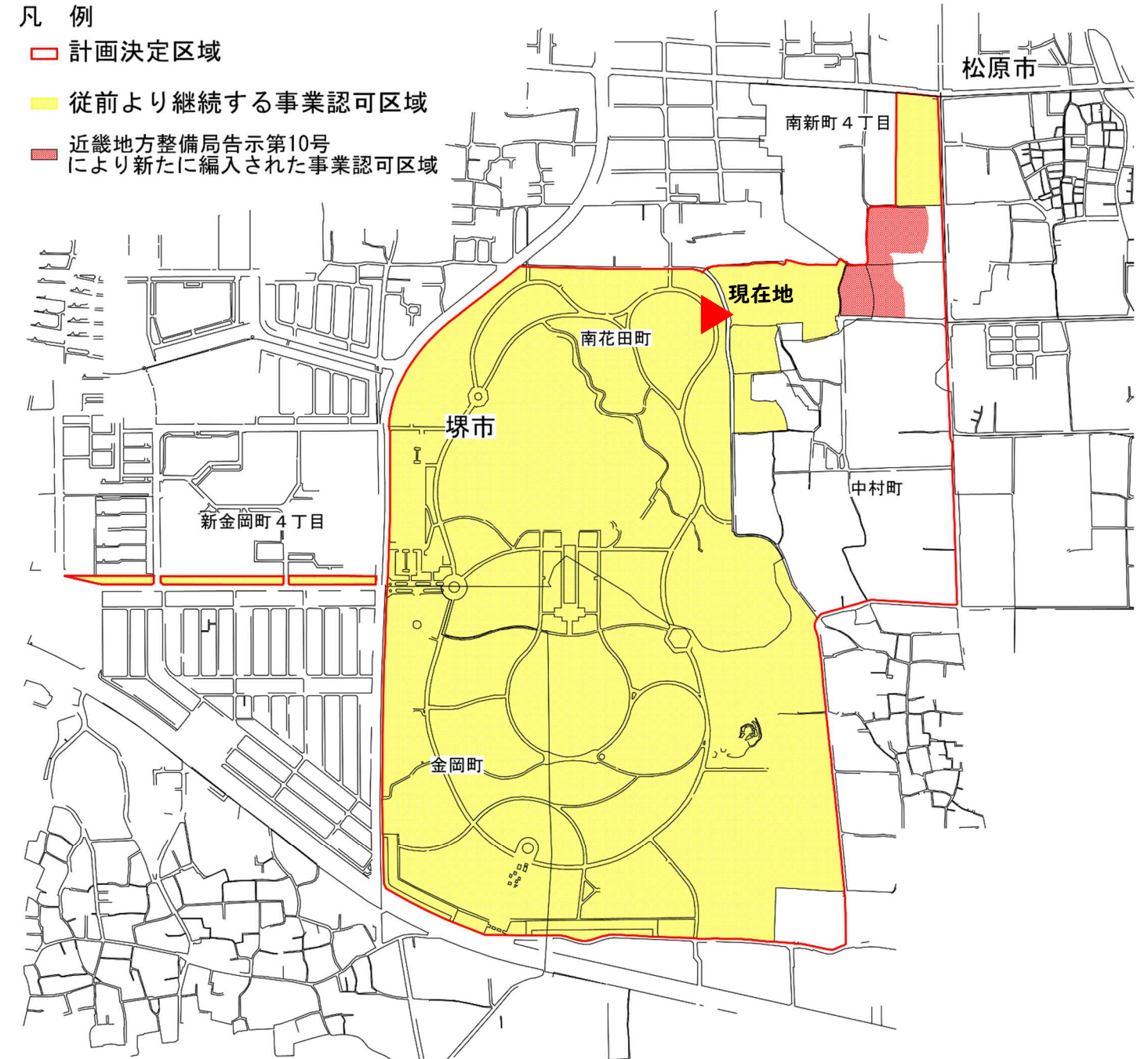
本事業では、都市計画法第71条の規定により事業の認可の告示の日から満1年を経過する毎に土地収用法上の事業の認定の告示が新たになされたものとみなされ、事業の認定の告示があったものとみなされる日（「以下みなし告示日」という）以後、右図の事業認可区域内の土地において、土地収用法の種々の効果が発生しています。

発生している主な法律効果は次のとおりですが、詳細は土地収用法をご参照ください。

- (1) 土地所有者等は、大阪府に対して収用の裁決を申請するよう請求することができます。
- (2) 土地所有者又は土地に関して権利をもっておられる方は、大阪府が裁決申請をしたとき、又は、大阪府に裁決を申請するよう請求したときに併せて、自己の権利に対する補償金を支払うよう大阪府に請求することができます。
- (3) 収用手続きにおける土地代金や土地に関する補償額の算定は、みなし告示日の価格が基準となります。

凡 例

- 計画決定区域
- 従前より継続する事業認可区域
- 近畿地方整備局告示第10号により新たに編入された事業認可区域



○本事業の担当土木事務所

大阪府鳳土木事務所

堺市西区鳳東町4丁390番地1

TEL:072-273-0123